

特集：グローバリゼーションと経済法制改革

---

グローバリゼーションと経済法改革  
——経済体制移行国の倒産法について——

松嶋 希会

- 1 ウズベキスタンのグローバリゼーションと倒産法制の整備
- 2 CIS諸国における経済法整備
- 3 倒産法制の特性

## はじめに

「グローバリゼーション」は非常に多義であるが、本稿では、計画経済から市場経済に移行する体制移行国が、その移行の進展の結果、いわゆる西側諸国が中心となって形成してきた世界市場経済に参入することとしたい。このような参入の結果として、又は、参入の条件として、体制移行国は、既存の世界市場経済において機能しうる相応の体制の構築を要求される一方で、この要求に対し、計画経済下で確立された法システムや社会システムが、何らかの抵抗を示すこともまた予想される事象である。ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」という）は、ソヴィエト社会主義共和国連邦（以下「ソ連邦」という）を構成していたが、1991年、ソ連邦の解体に伴い主権国家として独立し、漸進的、段階的ではあるが計画経済から市場経済への移行を開始した。これに関連し、ウズベキスタン国内における市場経済の深化に伴うであろう世界市場経済への参入が、同国の倒産法制の整備過程にどのような影響を与えているか、その影響に対してはどのような抵抗があるのか、という点が本稿に与えられた課題である<sup>1</sup>。

## 1 ウズベキスタンのグローバリゼーションと倒産法制の整備

ウズベキスタンでは、1994年に倒産法制の基幹となる倒産法が制定され、その後、1998年と2003年に大改正が行われた。現行の倒産法は2003年法であり、法人及び個人事業者に適用される諸手続が定められている<sup>2</sup>。倒産法の外、民法、最高経済裁判所総会決議決定や内閣令等も倒産を規定している<sup>3</sup>。農業企業の倒産に関しては農業企業再生支援法も制定されているが、現在、利用されていない。

ソ連邦の計画経済下では、国家が企業活動を全体的に管理していたため、個々の企業の倒産は観念されえなかった。ソ連邦成立後も形式的に倒産規定を残す法令も存在したが実質的には適用

されず、1960年代には一切の法令から倒産の概念が排除された<sup>4</sup>。倒産の概念は、ソ連邦崩壊後、その構成国が市場経済体制に移行し始めてから復活する。自由競争原理の働く市場経済では、企業は、収益をあげ成長していく企業と業績が芳しくなく財務状況が悪化していく企業に分化し、後者が、その負債を返済できない、税金を納められないという状況が不可避的に出現する。この状況を解消する手段として倒産法制が要求されることになる。即ち、倒産法は、市場経済に必要なかつ不可欠な法律であり、その意味では、倒産制度の導入自体が市場経済化と評価できる。

しかしながら、ウズベキスタンの近年の倒産法制発展の過程を、計画経済から市場経済への移行・その先にある世界市場経済への参入という観点から考察すると、世界市場経済の影響やそれに対する国内の抵抗要素の有無の判断は難しい。その理由として、以下の三点を挙げたい。

第一は、ウズベキスタンが果たしてどこまで世界市場経済に参入しているのかという同国のグローバル化の問題である。そもそも、「規制された市場経済」への「漸進的・段階的移行」を唱っており、国内における自由競争原理の導入や市場経済化そのものが他の移行国と比較すると遅れていると指摘されている<sup>5</sup>。また、外資導入にも積極的ではあるが、その政策の実効性・安定性には厳しい評価が出されている<sup>6</sup>。貿易も独立国家共同体（以下「CIS」という）内の比率が未だに高い<sup>7</sup>。

第二は、CISに所属するウズベキスタンにおける経済法整備の事情である。この点については、「2」においてCIS諸国向けモデル法及びロシア法に言及する。ウズベキスタンにおいても社会経済の変化に倒産法を対応させるべく改正が重ねられていると言われていたが、CIS諸国向けモデル倒産法やロシア倒産法の改正の影響が非常に大きい。現行の2003年倒産法の起草に際しては、西側諸国の直接の支援があったものの<sup>8</sup>、一番参考にされたのはモデル倒産法及びロシア倒産法であることは起草関係者も認めている。

第三は、倒産法という法律自体の特性である。「3」において、市場経済における倒産法、その特性について述べる。

## 2 CIS諸国における経済法整備

### (1) CIS諸国向けモデル法

CIS諸国向けモデル法とは、CIS加盟国国会間委員会（Interparliamentary Assembly of Member Nations of the CIS、以下「IPA」という）が、CIS諸国に国内法として取り入れてもらうことを目的として策定する法律のモデルである。経済体制を市場経済に転換させるCIS諸国にとっては市場経済に対応した民事法令の整備が重要課題であり、また、CIS諸国の経済発展のために、各国の国内法間の差異の削減・調和の必要性が主張され、モデル法が策定されることとなった<sup>9</sup>。

IPAは1992年に設立され、法令起草の中心機関としてCIS私法研究所<sup>10</sup>も設置された。2008年2月1日現在、CISに加盟する12ヶ国中、ウズベキスタン及びトルクメニスタンを除く、10ヶ国の国会がIPAに参加している。IPAでは、経済・金融委員会、法律委員会、国防委員会や資源・環境委員会といった各種の委員会が活動し、管轄分野のモデル法の策定にあたっている。策定の際には、CIS諸国や外国の専門家により作業部会が組成される。これまで、民事法令、刑事法令も

含む220本を超えるモデル法が採択されている。

IPAは、モデル法に基づく立法により、CIS諸国の国内法がヨーロッパ標準になりうるとも明言しており<sup>11</sup>、モデル法の起草段階にはヨーロッパの専門家も関与している。例えば、モデル民法典については、オランダによる支援プロジェクト枠内で、オランダやドイツ等ヨーロッパ諸国の専門家がその起草に参画した<sup>12</sup>。上記プロジェクトでは、有限責任会社法、株式会社法や倒産法のモデル法案にも助言が与えられた。国際機関としては、欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という）が、CIS諸国各国に対する他、IPAに対しても法令起草支援をしており、その支援により、証券市場法（2001年）、投資家保護法（2005年）、銀行倒産法（2005年）のモデル法が策定された<sup>13</sup>。2002年には、IPA、EBRD及びロシア連邦議会連邦評議会の間において議定書が締結され、経済法に関するモデル法策定でのEBRDによる更なる協力が確認されている。起草作業は、原則として、CIS諸国の法律家を中心となって行い、外国からの金銭的支援に特定制度や特定規定の採用が条件とされることはない<sup>14</sup>。現在進められている株式会社法の新モデル法案については、EBRD派遣のドイツ人専門家が提案する改正コンセプトや条文を作業部会が検討するという形がとられている<sup>15</sup>。

IPAで採択されたモデル法は、CIS諸国の国会又は類似の立法機関に、説明書及び国内法に活用することの推薦が付されて提出される<sup>16</sup>。モデル法に法的拘束力はなく、CIS諸国に検討の義務もない。国会でのモデル法の検討等は議事録に記載されない<sup>17</sup>、CIS諸国がどの程度モデル法を検討し、また、活用しているのかは実証できない。もっとも、ウズベキスタン国会はIPAに参加していないものの、同国でもモデル法を基に制定された法律があり、民法典<sup>18</sup>、そして倒産法もその例である。

## (2) 1997年モデル倒産法

倒産法のモデル法については、1997年に倒産法及び銀行倒産法が、2005年に新銀行倒産法が採択されている。

CIS諸国では、最初の倒産法が1991年から1993年の間に成立し、ロシアでは1992年に<sup>19</sup>、ウズベキスタンでは1994年に成立した。その後、CIS諸国では、民法、執行法、会社関連法、登記関連法、商事訴訟法等が制定され、モデル法も1994年から1996年の間に民法典第一部から第三部、株式会社法、有限責任会社法が採択され、企業活動の法的基盤が整備されていった。これらの整備を受け、1997年前後にCIS諸国で広く倒産法が見直され<sup>20</sup>、モデル倒産法も1997年に採択された。モデル倒産法起草に際しCIS私法研究所により立ち上げられた作業部会は、CIS 8ヶ国の専門家から構成され、ロシア連邦最高商事裁判所副長官がその長を務めた<sup>21</sup>。この時期、ロシア倒産法の起草作業が同時並行で行われ、ロシア立法者には、モデル法の全条文案を検討する機会があり<sup>22</sup>、その結果、1998年ロシア倒産法はほぼモデル法に依拠して立法された<sup>23</sup>。その他、1998年及び2003年のウズベキスタン倒産法や2000年ベラルーシ倒産法においても、モデル法が参考とされている<sup>24</sup>。

モデル法は、再建手続と清算手続、和議や特殊手続等の全ての倒産手続を含む統一法典として起草された。上記の作業部会長は、モデル法の倒産制度を債権者優位でも債務者優位でもなく

中庸であると表現し、全体構造については、単一手続型（Single Gateway型、窓口一本化型）の1985年フランス倒産法や1994年ドイツ倒産法（1999年施行）との類似性を認めている<sup>25</sup>。したがって、モデル法では、債務者の清算か再建かは、倒産事件の開始時点では特定されず、その後、裁判所が、債権者の意向も踏まえて再建（外部管財）又は清算（破産手続）を決定する。裁判所決定により清算か再建かが確定するまでは、債務者財産を保全する手続（監視）が適用される。各手続は、特別な資格を有する倒産管財人が実施する。

倒産事件は、裁判所が、債務者、債権者、税務機関等及び検察官の倒産申立てを受理したことにより、開始される。債務者には、一定の状況下での申立義務も課されている。事件開始条件は、法人債務者については、最低賃金の500倍の額の債権が3ヶ月履行遅滞に陥っているという支払能力の欠如であり、これが、倒産の基準とされている。それまでロシアやウズベキスタンの倒産法制において倒産の指標とされていた債務超過は、倒産の基準ではなく、再建手続（外部管財）の適用の判断において考慮される支払能力回復可能性の一要素とされている<sup>26</sup>。

事件開始と同時に、保全手続である監視手続が自動的に開始され、債権の個別請求は禁止される。監視手続期間中は、原則として経営権限は債務者企業に残り、一時管財人が債務者財産を保全し財務状況を分析する。当該分析結果に基づき、第一回債権者集会において債務者の倒産を認定して破産手続を開始するか、外部管財により再建を試みるか決議され、裁判所は、当該決議も勘案し、適用手続を決定する。当該裁判所決定は、倒産が申し立てられてから3ヶ月以内に出されなければならない。監視手続は最長で3ヶ月程の保全手続と言える。

外部管財は、債務者の財産処分権・経営権を受けた外部管財人が債務者を再建する倒産手続である。外部管財人は、外部管財計画を作成し債権者集会の承認を受け、当該計画に基づき、債務者事業を立て直し財務状況を改善させる。手続開始から計画完遂までの期間は12か月である。この間、外部管財開始前に弁済期が到来した債権については、個人の生命・健康に対する損害賠償請求権及び労働関連債権を除き、その支払いが猶予され、上記計画完遂後に支払われる。債権者の申立てがあれば、裁判所が2ヶ月以内で支払終期を定めることになっており、原則は一括払いと思われる。破産手続では、破産管財人が1年以内に債務者を清算し配当を実施する。管財人報酬等の手続費用や手続開始後発生債権は随時支払われるが、破産債権の中では上記の個人の損害賠償請求権、労働関連債権がそれぞれ第一順位、第二順位の債権である。担保権者は、担保物からの優先弁済権を有せず、一般財団から上記債権に続いて第三順位で弁済を受ける。このような担保権の扱いは、法人清算に際し担保物も一般財団に含まれるとするモデル民法典の規定に対応している<sup>27</sup>。続いて、租税債権（第四順位）及び無担保債権（第五順位）が弁済される。

倒産事件中、債務者は、債権の弁済につき債権者と多数決で集団的な合意（和議）を締結し、倒産事件を打ち切ることができる。この際、第一順位及び第二順位債権が弁済されていることが条件とされる。モデル法には、上記手続の他、街形成企業や金融機関といった特殊な法人の手続、自然人の倒産手続及び簡易倒産手続も規定されている。それまで、CIS諸国では自然人の倒産は、個人事業者の事業に関する債権を整理する倒産制度に限られていたが、モデル法では一般人の倒産も含まれている<sup>28</sup>。

1998年ウズベキスタン倒産法の条文からは、その立法の際にモデル法が検討されたと思われる

が、監視手続は導入されず、また、後述のとおり債権については別の順位付けがされている。

章	1992年ロシア倒産法 (1992.11.19)	CISモデル倒産法 (1997.12.6)	1998年ロシア倒産法 (1998.1.8)	2002年ロシア倒産法 (2002.10.26)
1	総則 (1-3)	総則 (1-25)	総則 (1-25)	総則 (1-29)
2	仲裁裁判所における企業倒産事件の審理 (4-11)	裁判所における倒産事件の審理 (26-54)	倒産予防 (26-27)	倒産予防 (30-31)
3	再建手続 (12-14)	監視 (55-64)	倒産事件の審理 (28-55)	仲裁裁判所における倒産事件の審理 (32-61)
4	仲裁裁判所判決による強制清算/破産手続 (15-38)	外部管財(再生支援) (65-88)	監視 (56-67)	監視 (62-75)
5	和儀 (39-43)	破産手続 (89-110)	外部管財 (68-96)	財政健全化 (76-92)
6	債務者、企業所有者、債権者等による違法行為 (44-48)	和議 (111-130)	破産手続 (97-119)	外部管財 (93-123)
7	裁判外手続 (49-51)	特定法人倒産の特則 (122-145)	和議 (120-130)	破産手続 (124-149)
8		個人の倒産 (146-166)	特定法人倒産の特則 (131-151)	和議 (150-167)
9		簡易倒産手続 (167-172)	個人の倒産 (152-173)	特定法人倒産の特則 (168-201)
10		法人債務者による自己倒産宣言 (173-176)	簡易倒産手続 (174-180)	個人の倒産 (202-223)
11			自己倒産宣言 (181-184)	簡易倒産手続 (224-230)
12			最終章 (185-189)	最終章 (231-233)

### (3) 2002年ロシア倒産法<sup>29</sup>

ロシアでは、1998年倒産法成立後、1999年に信用機関倒産法及び燃料エネルギー自然独占主体倒産特別法といった特別法が制定され、一般倒産法については2002年に新法が成立した。1998年の金融危機の後、企業合併ブーム中、倒産制度が敵対的買収の手段として利用されるようになり、また、管財人や債務者による倒産制度の濫用も確認され<sup>30</sup>、このような状況が一連の倒産法の見直しに繋がった。

2002年改正では、濫用的な申立てや不適切な倒産制度の利用を防止する措置が特徴的である。まず、債権者による倒産事件の開始のハードルが高く設定された。第一に、倒産申立ての前に個別の請求訴訟が要求されるようになった。債権者は、勝訴判決が発効し（1ヶ月の上訴期間経過後）、執行正本を執行機関に提出した日から30日経過してからでなければ倒産事件を申し立てられない（7条、2008年12月の改正後は、現在は判決が発効すれば申し立てられる）。申立債権の最低額は10万ルーブルに設定され、それ以下の額の債権により倒産事件を開始することはできない。第二に、債権者申立ての場合の監視手続の開始も改められた。1998年法では、事件開始と同時に監視手続も開始し、債務者に一定の制限効果もたらされたが（1998年法56条）、かかる規定が債務者権利を不当に侵害するものとして違憲と判断された（2001年3月12日付ロシア連邦憲法裁判所判決）。そのため、2002年法では、債務者申立ての場合を除き、申立受理から15日以降30日経過前の期日に申立債権の根拠及び申立てに対する債務者の異議が審理され、審理結果に基づき監視開始が判断される（42条、47条、48条、62条）。債務者側については、債務者による自己倒産宣言を廃止し、裁判所のみが倒産を認定できる制度に変更した。一方で、倒産事件の適時

開始のため、債務者の代表者等の責任を加重し、債務者の倒産が予想される場合にも倒産を申し立てる義務を課した（9条）。これらの改正と併せて、債務者が倒産手続を適用される状況にあるのか、如何なる倒産手続を適用すべきかを慎重に検討するために、裁判所による事件の審理は、1998年法では申立てから3ヶ月以内であったが、2002年法では7ヶ月以内と長く設定された（51条）。

公正な手続遂行を保障するために管財人の独立性を向上させるべく、管財人資格制度も強化された。管財人は自治団体に属さなければならず、管財人の選任も当該自治団体を通すこととなった（20条以下、2008年12月改正により、選任手続は簡易化され、当該自治団体の関与は大幅に縮小した）。

1990年代、世界的に事業再生の手法として倒産制度が注目されるようになり、2002年ロシア倒産法も再建制度を拡充している。外部管財の他に、管財人に会社の経営権限が移らずに債務者自身が経営を継続し再生する再建手続「財政健全化」が導入された（5章）。経営権限が移行しない点では、アメリカ連邦倒産法第11章再建手続や日本の民事再生手続（2000年導入）に類似するが、監視に続いて当該再建手続が開始する時点では、既に実行されるべき再生計画や弁済計画表が承認されている点で、アメリカ等の再建手続や外部管財とは異なる。財政健全化では、弁済計画表に従い、手続開始から1ヶ月以内に弁済が開始され、個人の生命・健康の損害賠償請求権及び労働債権は開始から6ヶ月以内に、その他の全債権は2年以内に弁済されなければならない。外部管財も変更が加えられた。実施期間は18ヶ月（例外的に24ヶ月）に、支払期間も6ヶ月に延長され（120条）、また、実務上の要請に応じて、再生手法として新株発行による増資や新会社設立による資産の置換が追加された（114条、115条）<sup>31</sup>。破産手続については、外部管財への移行が認められるようになった（146条）。

実体法上の改正として留意すべきは、債権の扱いの変更である（5条、133条-138条）。まず、倒産事件手続に拘束されない債権が明記された。その他の債権については、個人の損害賠償請求権（第一順位）及び労働関連債権（第二順位）の優先性は変わらないが、残りの債権は全て第三順位債権に分類された。倒産事件開始前の滞納租税債権も第三順位債権として扱われ、租税債権の優先性は撤廃された。被担保債権も第三順位債権に属するが、担保物からの一定の優先弁済権が与えられた（2008年12月改正前は、担保物売却代金から手続に拘束されない債権、担保設定前発生の第一順位及び第二順位債権が支払われた後に、被担保債権が他の第三順位債権に優先して当該代金の残金を弁済として受けた。実際には残金が出るのが少ない等の事情を考慮し、担保権保護の観点から、2008年12月改正により、売却代金の70%が被担保債権の弁済にあてられることになった）。

#### (4) 2003年ウズベキスタン倒産法

ロシアでの2002年改正に続いて、ウズベキスタンでも、2003年4月に新倒産法が制定された。当該改正は、法律上は大きな改正である。改正に際しては、モデル法及び2002年ロシア倒産法が参考にされたと言われているが、その改正内容は、ロシア法と比較して、導入制度が若干簡易であること及び債権の扱いが異なることを除き、先述のロシアの2002年改正と同様である。ここから、モデル法、そして特に2002年ロシア法への高い依存が伺える。実際、ウズベキスタンの新法

の注釈書にもその作成協議においても、具体的な改正経緯の説明は非常に少なく、同法に関する立法事実や立法趣旨は不明な点も多い。

ウズベキスタン倒産法は、モデル法やロシア法に追随することで、法文上は、ヨーロッパ標準に近づき世界市場経済にも対応した制度を構築しつつある点では、世界市場経済の影響があるとも言える。しかし、その法改革が、ウズベキスタン自体の世界市場経済への参入や国内事情といった同国の内外要因に基づくとは言いがたく、この点が、本稿に与えられた課題に答えられない一因となっている。

章	1994年法(1994.5.5)	1998年法(1998.8.28)	2003年法(2003.4.24)
1	総則(1-3)	総則(1-19)	総則(1-29)
2	裁判外手続(4-6)	裁判外再生支援(20-24)	裁判外再生支援(30-34)
3	倒産事件手続(7-18)	債務者による自己倒産宣言(25-28)	経済裁判所における倒産事件の審理(35-61)
4	清算手続(再生支援)(19-31)	倒産事件の審理(29-46)	監視(62-75)
5	清算手続における和議(32-35)	外部管財(47-74)	裁判上の再生支援(76-90)
6		清算手続(75-90)	外部管財(91-123)
7		和議(91-100)	清算手続(124-144)
8		特定法人倒産の特則(101-115)	和議(145-155)
9		自然人の倒産(116-126)	特定法人倒産の特則(156-173)
10		簡易倒産手続(127-131)	個人事業者の倒産(174-184)
11		最終章(132-133)	簡易倒産手続(185-189)
12			最終章(190-192)

先述のロシア2002年改正と異なる第一点は、手続が簡易な点である。監視手続はより単純な1997年モデル法の手続が取り入れられ(62条、49条)、ロシア法同様の新再建手続「裁判上の再生支援」も導入されたが(5章)、弁済の期限についてはロシア法のような詳細な定めはない。この点、ロシア法よりも簡易とは言え、これらの手続の導入も、ロシア法に倣った外部管財の改正も、再建手法の強化・多様化に向けられた改正であるが、2003年改正時、かかる改正の必要性があったのか肯定的要素が少ないように思われる。そもそも、倒産法は清算手続としての本来的機能も十分に果たしていたのかも疑わしい。倒産事件は、企業経営者が経営悪化を放置し行方をくまます等の事情により、税務機関が未納税の処理のために目ぼしい財産もない企業につき倒産事件を申し立てる事案が圧倒的に多く、2006年時点でもこのような事件が8割程度を占めている。また、2006年までに実施された新再建手続も8件程度と報告されており<sup>32</sup>、上記の状況を勘案しても、債務者が主体となって事業を継続する新再建手続の需要・現実性は低かったと推測される。外部管財も、事業再生目的よりも、政治的理由や社会的影響から清算手続を選択できず支払猶予効を得る目的で適用され、法定期間の2年を超えて4年以上も手続を実施しているというように、法律と乖離した事案もある。管財人についても、自治団体を含めた管財人制度が法律に定められたが(18条以下)、その選任に自治団体を通さない点もロシア法とは異なる。自治団体は2006年12月ようやく始動した。

第二の相違は債権の扱いである。ウズベキスタン倒産法における債権及び担保権の扱いは、1998年法から、モデル法・ロシア法とは異なる。この差異は、他のCIS諸国と異なるウズベキスタンの経済・社会的状況に基づくものというよりは、担保権等の法的制度の未整備や概念の不十

分な理解に起因していると思われる。債権の弁済順位を定める1998年法83条と2003年法134条では、個人の生命・健康損害賠償請求権が第一順位から手続に拘束されない債権に優先度が高められた点以外、大きな変更はない。第一順位が租税債権・労働債権等、第二順位が強制保険に基づく債権・銀行クレジット債権等、第三順位が被担保債権、第四順位が無担保債権、第五順位が株主の債権、第六順位がその他の債権である。一方、担保物は一般財団から除外され(1998年法80条、2003年法130条)、被担保債権は担保物から優先的に弁済を受け、担保割れ部分は上記順位に従い弁済される(1998年法82条、2003年法133条)。ウズベキスタン倒産法は、1997年モデル法(1998年ロシア法)とは異なり、1998年法から担保権に優先弁済権を与えており、担保権の優先弁済性を定めた担保法がちょうど1998年5月に成立していることの影響かとも推察されるが、弁済順位規定と整合していない。結局、被担保債権の担保割れ部分が「被担保債権」として一般の無担保債権よりも優先すると解さざるをえなかったが(倒産法注釈書の134条の注釈を参照)、これらの規定についての議論からは、担保権の理解に混乱があったことが観察される。また、2001年に成立した裁判等執行法の配当順位規定(80条)も、担保物を一般財団に含めることを前提とした規定のままであり、担保については関連法令が整理されていない。株主の債権及びその他の債権の内容や無担保債権との相違も不明瞭であり、各債権の理解が確立されていないものと思われる。

### 3 倒産法制の特性

#### (1) 市場経済と倒産法

倒産法整備に対する世界市場経済参入の影響の有無の判断を困難にしている別の要因は、倒産法という法律にある。近代倒産法が持つべき要素として、例えば、公平で予見可能な債権者の扱い、弁済の最大化、誠実な債務者に対する再建の機会等が挙げられ、これらが法制検討の指標になる。かかる視点からの、ウズベキスタンも含めた体制移行国の倒産法の分析は、世界銀行やEBRDも実施している<sup>33</sup>。しかし、倒産法における、計画経済から市場経済への移行度については、その指標を立てることは難しい。倒産という概念、そして倒産制度の導入自体が市場経済への移行の証しでありながら、倒産法は、市場経済において失敗した企業について、公的な司法制度により取引の自由や市場原理を後退させて、その企業の損失を強制的に社会全体に負担させることで当該企業を巡る諸問題を集団的に解決するものであり、市場経済化とは反対の方向性を有すると言える。どこまで市場経済の原理原則を修正し、どこに(債権者、雇用、事業、株主、国・国民等)どこまで負担させるかという政策は、各国の経済システムや社会通念に密接に関係し、いわゆる西側諸国でも倒産法制は一樣ではない。したがって、倒産制度において特定の制度を採用した、ないし、導入していないといった理由で、世界市場経済への参入の影響、つまりは、西側諸国への同化や反発の度合を図ることはできない。

#### (2) 担保権の扱い

ウズベキスタン倒産法では、原則として、担保物の売却代金は担保権者が受け取る(133条1項)、この点、2005年に改正が加えられ、債務者企業全てが担保とされ一般財団が形成されな



い場合、企業売却代金から手続費用と労働債権が支払われる（133条3項の導入）。この改正に対し、世界銀行は、担保権を侵害するものであり「この年の倒産法改革の中で最悪である」と批判した<sup>34</sup>。確かに、自由競争下では資金を投入して事業を拡大・維持する必要があり、安定した資金調達を可能とする担保制度の整備及び担保権の保護は市場経済における重要課題である。そのため、ウズベキスタンの改正が、市場経済化に逆行する法改悪と捉えられたようである。しかし、まさに、ここに損失の分配という倒産法の特性があり、担保権者も含めた関係者で損失を負担するという制度は、近年の西側諸国の改正でも認めることができる。

例えば、債権回収手段として機能することが期待されていたイギリスの倒産制度においても、2002年、担保権者（浮動担保権者）の一人勝ちを可能としていた制度を改め、無担保債権者の保護も考慮した集团的制度へと変更された<sup>35</sup>。さらに、再建手続及び清算手続において、浮動担保権設定財産の売却代金の一部を無担保債権の弁済にあてなければならない旨の条項が挿入された（1986年倒産法176A条）。2004年に制定された日本の新破産法も、破産管財人が担保対象財産を任意に売却しその売却代金の一部を破産財団に組み入れることを認めており（破産法186条）、担保権者の負担において一般債権者の利益保護が図られている。

また、労働債権の保護は、どの倒産法制でも重視されている。日本においても労働債権は優先的破産債権として優遇されてきたが、2004年の改正では、労働債権の一部を財団債権として扱うようにし（破産法149条）、上記の破産財団形成の改正と相俟って、労働債権の優先度を更に高めている。

ウズベキスタンの2005年改正も、そのような労働債権の社会的保護の一環とも解釈できるが、その他に、企業のゴーイングコンサーンとしての価値は労働者が企業を動かしてこそ保たれるものであり、清算の場合であってもそれまでの労働（労働債権）が企業価値（担保価値）にも反映されていたと考える余地もあるのではないだろうか。手続費用についても、野晒しにされずに倒産手続により保護された企業価値を同様に解釈できるのであれば、ウズベキスタンの改正も、倒産制度としての妥当な損失分配と評価できると思われる。

### **(3) 清算手続か再建手続かの確定時期・確定方法**

ウズベキスタンが採用している単一型制度では、保全手続の間に第三者が債務者の財務状況を調査・分析し、その結果に基づき清算か再建かの債務者の運命が決められるので、最適の選択を公平に採ることができる。この理念を実効あらしめるため、その運命の確定までの期間が、ウズベキスタンでは2003年に保全手続を導入したことにより1ヶ月から3ヶ月に、ロシアでは2002年の改正により3ヶ月から7ヶ月に延長された。一方、日本において1996年から開始された倒産法制の全体の見直しでは、申立てにより倒産状態が公けになると財産が急速に劣化するので、申立てから清算又は再建の実質的手続の開始までの期間を短くすることが改正課題とされた。結果、2000年導入の民事再生手続及び2002年の会社更生法改正では、開始条件を緩和し（民再法21条、33条、会更法17条、41条）、また、専門部のある東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に対する直接の申立てを認め（民再法5条、会更法5条）、実質的な手続が速やかに開始される枠組みにした。イギリスの2000年初頭の改正検討においても、費用及び手続がかかる上、財産劣化を防げな

いために、イギリスにおける単一型手続の採用は否定されている<sup>36</sup>。逆に、2002年の改正では、再建手続を速やかに開始する手段として、裁判所を通さない方法が設けられ（1986年倒産法の付則B1、13項-34項）、この開始方法によれば、倒産状態が掛けになった時点で実質的手続が開始される<sup>37</sup>。このような日本やイギリスの改正と照らすと、ロシアやウズベキスタンの改正は倒産制度の理念に反するようにも見える。しかし、ドイツも適切な手続の選択を重視した単一型手続を採用しており、この観点から、倒産法を整備していく体制移行国に対し、申立ての濫用を避けるために、単一型手続が推奨されている<sup>38</sup>。実質的手続の確定に対照的な立場だが、両立場ともいわゆる西側諸国で支持されている。

## おわりに

本稿が与えられた課題に回答できない理由は、ウズベキスタンのグローバル化や倒産法という法律自体の問題もあるが、ウズベキスタンにおける立法の問題も大きい。毎年、政府により立法計画が策定され、半年や9ヶ月での法改正が義務づけられるが、立法計画が改革需要の高い法制を取り上げているのか疑問であり、それ故、国内の経済社会状況を分析している時間がないのが現状である。そのような状況に、国内法への採用をまさに目的とするCIS諸国向けモデル法や出発地を同じくして先に発展しているロシア法が存在しているのであり、これらの法律がウズベキスタンの立法において重宝されるのは当然の帰結でもある。もっとも、このような法改革にも限界が存在するはずである。モデル法は、CIS諸国の法モデルではあるが、ロシア国内法にも取り入れられる水準であり、ロシアの発展度も反映していると考えられる。ウズベキスタンの社会や経済が、ロシアのそれと同スピードで同方向に発展しているとは考え難く、今後、ウズベキスタンの立法におけるモデル法やロシア法の有効性は低下してゆくと思われる。

## 注

- (1) 日本は、2005年から2007年まで、独立行政法人国際協力機構（JICA）技術協力プロジェクトにより、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所と協力して、同国倒産法の注釈書を作成した。プロジェクトについては、日本の法務省法務総合研究所国際協力部サイトのプロジェクト紹介を参照のこと（<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/>）。
- (2) 2003年ウズベキスタン倒産法については、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所・JICA『ウズベキスタン共和国倒産法注釈書』2007年（電子版は上記法務省サイトよりダウンロードできる）、遠藤賢治「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」『比較法学』第38巻第2号、2005年、pp.129-151、松嶋希会「ロシア・中央アジア諸国における倒産法制」『ICD NEWS』第34号、2008年、pp.91-111を参考のこと。
- (3) 関連法令の一覧及び一部法令の和訳は、ウズベキスタン倒産法注釈書に掲載されている。
- (4) Светлана А. Карелина, *Правовое регулирование несостоятельности/банкротства*. Москва: Wolters Kluwer, 2006, pp.8-9.

- (5) 二瓶剛男「ウズベキスタンの独自改革路線－経済構造の観点から」『ユーラシア研究』第18号、1998年、p.6、輪島実樹・中居孝文「中央アジアの政治・経済概況」『石油・天然ガスレビュー』第41巻第3号、2007年、pp.27-37.
- (6) 社団法人ロシアNIS貿易会ロシアNIS経済研究所『中央アジア諸国の外国貿易・投資環境と日本の機械輸出の可能性』2007年、pp.Ⅱ12-Ⅱ30.
- (7) 前掲書、pp.Ⅱ1-Ⅱ4.
- (8) EUのTechnical Assistance for the CIS (TACIS) によるウズベキスタンにおける企業倒産プログラムの枠内において、倒産法の改正支援も行われた。改正作業部会にはデンマーク人等の西側諸国の専門家が参加し、ウズベキスタンの裁判官及び企業倒産委員会職員はイギリス、デンマーク、オランダに視察に行っている。
- (9) Юрий С. Безбородов, *Международные модельные нормы*. Москва: Wolters Kluwer, 2001, pp.34-35. モデル法策定の議論については、William B. Simons, “The Commonwealth of Independent States and legal reform: the harmonisation of private law”, *Law in transition - Spring 2000*. London: EBRD, 2000, pp.14-24も参照のこと。
- (10) «Научно-консультативный центр частного права СНГ»
- (11) IPAサイト〈<http://www.iacis.ru/html/?id=20>〉[2009.2.15]
- (12) オランダ援助機関(CILC)が、ロシア、カザフスタン、ウクライナ及びベラルーシーに対し個別に民法典の起草を支援していたところに、CIS諸国向けモデル民法典策定の支援を追加し、ドイツ(GTZ)やアメリカ(USAID)と協働してプロジェクトを開始した(W. B. Simons, op. cit., p.19.)。
- (13) Alexei Zverev, “Investor Protection in the Commonwealth of Independent State”, *Law in transition - 2006*. London: EBRD, 2006, p.89.
- (14) W. B. Simons, op. cit., p.19.
- (15) IPAサイト〈[http://www.iacis.ru/html/print\\_news.php?nid=778&langv=rus](http://www.iacis.ru/html/print_news.php?nid=778&langv=rus)〉〈[http://www.iacis.ru/html/print\\_news.php?nid=813&langv=rus](http://www.iacis.ru/html/print_news.php?nid=813&langv=rus)〉[2009.2.15]
- (16) Ю. С. Безбородов, op. cit., p.126.
- (17) Ibid., p.126.
- (18) Ibid., p.35.
- (19) 1992年ロシア倒産法については、Manfred Balz, Henry N. Schiffman, “Insolvency Law Reform for Economies in Transition – A Comparative Law Perspective”, *Butterworths Journal of International Banking and Financial Law*, February 1996, pp.70-71を参照のこと。
- (20) 1997年には、カザフスタン、キルギスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、モルドバにおいて新倒産法が成立した。
- (21) Vasilii V. Vitrianskii, “Regulation of Insolvency within the Framework of the Model Legislation of the CIS”, *Review of Central and East European Law*, vol. 25, no. 1-2, 1999, p.187.
- (22) Ibid., p.207.
- (23) 1998年ロシア倒産法については、Alexei Zverev, “A new Russian bankruptcy law”, *Law in transition - Spring 1998*. London: EBRD, 1998, p.12、同法の外部管財については、小田博「ロシア倒産法の現状－

- シダンコの倒産手続を素材として-」『石油・天然ガスレビュー』第33巻第3号、2000年、pp.59-68を参照のこと。
- (24) 2003年タジキスタン倒産法もモデル法に依っているとされる。もっとも、モデル法は推奨モデルにすぎず、1997年に倒産法を改正したキルギス共和国は、モデル法を採用せず、イギリスの債権者優位の複数手続型倒産制度をモデルにした倒産法を導入した。Tony Shea, “New law on bankruptcy in Kyrgyzstan”, *Law in transition - Spring 1998*. London: EBRD, 1998, p.15.
- (25) V. V. Vitrianskii, op. cit., pp.190-194.
- (26) Ibid., p.195.
- (27) Ibid., p.191.
- (28) ウズベキスタンでは、1998年法も現行の2003年法も一般個人の倒産を排除している。ロシア倒産法は、1998年法より一般個人の倒産を定めているが、他の関連法令が整備されておらず、現在も一般個人の倒産事件はない。
- (29) 2002年法については、藤原克美「ロシアの破産制度」『ロシアにおける企業制度改革』日本国際問題研究所、2002年、pp.68-83を参照のこと。2002年成立後、複数回改正されている。直近では、2008年12月30日付連邦法（第296号・第306号）により、管財人制度や一般債権・担保権の扱い、破産手続期間等につき大きな改正が実施された。
- (30) Evgeny Fainshmidt, “Development of the Insolvency (Bankruptcy) System in the Modern History of Russia”, *INOSL World – Silver Jubilee 2007*, 2007, p.30、藤原克美「ロシアビジネスと破産」『ユーラシア研究』第32号、2005年、p.4.
- (31) Под редакцией В. В. Витрянского, *Комментарий. Федеральный закон о несостоятельности (банкротстве)*. Москва: Статут, 2004, p.40.
- (32) 松嶋希会、前掲記事、p.99.
- (33) 例えば、EBRDは、2003年に、Insolvency Law Assessment Projectの結果を各国ごとにレポートにまとめている。Jay Allen, “The Russian insolvency framework: building a credible system”, *Law in transition - 2007*. London: EBRD, 2007, pp.60-65.
- (34) The World Bank, *Doing Business 2007*. Washington, D. C., 2006, p.55.
- (35) The Insolvency Service, *Productivity and Enterprise: Insolvency- A Second Chance*, Cm.5234. London, 2001, paras.2.2-2.3. 2002年企業法により1986年倒産法が改正され、それまで、浮動担保権者が自身の債権の回収を目的として利用できた倒産手続（Administrative Receivership）が原則として廃止された。
- (36) The Insolvency Service, *A Review of Company Rescue and Business Reconstruction Mechanisms Reported by the Review Group*. London, 2000, p.59.
- (37) 浮動担保権者、債権者、債務者の取締役が、管財人（Administrator）を任命することで再建手続（Administration）を開始し、裁判所に対してはその旨の通知をするだけでよい。通知された時点で手続は開始されたとみなされる。
- (38) M. Balz, H. N. Schiffman, op. cit., p.71.